

自動車リサイクル法に基づく登録申請の手引

自動車リサイクル法に基づく引取業登録申請

令和 7 年 3 月

長野県環境部資源循環推進課

目 次

○ 自動車リサイクル法に基づく引取業登録申請	1
・ 第1 引取業の登録について	1
・ 第2 引取業者の責務	5
○ 様式集	9
○ 別紙	
別紙1 申請手数料電子納付に係る申込先URL等一覧	17
○ 地域振興局管轄区域一覧表	18

自動車リサイクル法に基づく引取業登録申請

はじめに

長野県内（長野市及び松本市を除く。）の事業所において、自動車所有者から使用済自動車を引き取る事業（以下「引取業」という。）を行おうとする者は、自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律。以下「法」という。）第42条第1項の規定により、長野県知事の登録を受けることが必要です。

引取業者（引取業を行うことについて法第42条第1項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）は、自動車所有者から使用済自動車を引き取り、その装備（エアコンディショナーのフロン類、エアバッグ類）を確認して、フロン類の回収が必要なものはフロン類回収業者（フロン類回収業（使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナー（以下「カーエアコン」という。）からフロン類の回収を行う事業をいう。以下同じ。）を行うことについて法第53条第1項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）に、その必要がないものは解体業者（解体業（使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業をいう。以下同じ。）を行うことについて法第60条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）に引渡しを行い、使用済自動車をリサイクルルートに乗せる役割を担っています。

この手引では、長野県における引取業者の登録の手続等についてご案内します。

なお、長野市内における業務に係る申請等については、長野市廃棄物対策課（電話番号：026-224-7320）に、松本市内における業務に係る申請等については、松本市廃棄物対策課（電話番号：0263-47-1350）にお問い合わせください。

第1 引取業の登録について

1 登録の申請（法第43条）

(1) 申請手続

引取業者登録申請書（様式第1）（以下「登録申請書」という。）に必要事項を記入の上、(2)の添付書類を添え、(4)の窓口(5)の部数を提出してください。

また、申請手数料を(3)のとおり納付してください。

なお、(6)の留意点に留意するとともに、登録申請書等については、この手引の様式をコピー又はホームページからダウンロードして作成してください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/jidosha.html>

(2) 添付書類

ア 欠格要件（法第45条第1項各号）に該当しないことを誓約する書面（様式第2）

イ 申請者を確認できる書類

- ・ 個人の場合は、申請日前3か月以内に発行された住民票の写し（本籍（外国人の場合は国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）
- ・ 法人の場合は、申請日前3か月以内に証明された商業・法人登記の登記事項証明書
- ・ 未成年者の場合は、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その商業・法人登記の登記事項証明書）

公的機関の証明書の原本写しの提出について

公的機関の証明書（商業・法人登記の登記事項証明書等）の提出は原則として原本としますが、地域振興局の確認を受けたものにあつては原本の写しをもって代えることができます。（この場合、必ず原本を持参又は送付してください。）

ウ カーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類
（次のいずれか）

- ・確認方法を記載した書類（様式集P. 13の記載例参考）
- ・カーエアコンの構造に関して十分な知見を有する者が確認できることを示す書類（例えば、自動車整備士や中古自動車査定士の資格証の写し、自動車リサイクル士の資格認定証の写し、業界団体が行う講習の受講修了証の写し等）

(3) 申請手数料及び納付方法

3,000円

申請手数料は以下のアまたはイのいずれかの方法により納付してください。

なお、申請を取り下げる場合にも、申請手数料は返戻しません。

（令和7年4月から「ア 長野県収入証紙の貼付による納付」に加え、「イ ながの電子申請サービスによる電子納付」が可能となります。）

ア 長野県収入証紙の貼付による納付

長野県収入証紙を登録申請書に貼付してください。

【長野県収入証紙の販売先について】

長野県収入証紙は、以下の場所で購入できます。

- ・知事の指定した売りさばき場所
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi/kenze/index.html>)
- ・長野県庁生活協同組合（現金書留又は銀行振込により郵送で購入できます。）
県庁生協連絡先 026-233-4071 (<https://www.pref-nagano-coop.or.jp/>)

イ ながの電子申請サービスによる電子納付

「ながの電子申請サービス」において電子納付申請の手続後、決済代行業者（SBペイメント）サイトを通じてクレジットカード、PayPay、Pay-easy（ペイジー）のいずれかの方法で納付してください。手順は以下(ア)～(エ)のとおりです。

- P. 17の別紙1「申請手数料電子納付に係る申込先URL等一覧」のURLまたは二次元バーコードから「ながの電子申請サービス」の申請画面にアクセスして電子納付の申請をしてください。申請時に登録した電子納付申請者の連絡先メールアドレスあてに電子納付申請の受付通知（電子メール件名「電子納付申請の受付について」）が送信されます。
- 電子納付申請者は、登録申請書に「申請手数料の電子納付に係る申出書」（様式第5）を添付し、(4)窓口提出してください。
※「ながの電子申請サービス」による電子納付申請から期間をあけずに速やかに提出してください。
- 電子納付申請及び登録申請書の提出を県で確認後、電子納付申請者の連絡先メールアドレスあてに電子納付申請の受理通知（件名「電子納付申請の受理について」）が送信されます。
- 電子納付申請者は、(イ)の受理通知内に記載のURLにアクセスし、画面の案内に従って決済代行業者（SBペイメント）サイトを通じて支払期限までに申請手数料の納付をしてください。
なお、申請手数料納付に係る領収書は発行されませんので、必要に応じて納付画面を印刷するなどにより対応してください。

【登録の更新申請における電子納付の際の留意点】

登録の更新申請に際して電子納付を希望する場合は、登録の更新申請書及び「申請手数料の電子納付に係る申出書」（様式第5）が遅くとも登録有効年月日の10日前までに(4)窓口へ到達（必着）するように提出（窓口持参又は郵送）してください。

また、申請手数料の納付が登録有効年月日を過ぎてしまうと、登録の更新申請を受け付けることはできません。この場合、従前の登録は失効となり、改めて新規登録申請が必要になりますのでご注意ください。

(4) 窓口

事業を行う事業所（事業所が複数ある場合は、主たる事業所）の所在地を管轄する地域振興局（以下「管轄地域振興局」という。）環境・廃棄物対策課（地域振興局の管轄区域は、巻末の一覧表を参照）

(5) 提出部数

1 部

※次回更新時等のために、必ず控えは残すようにしてください。

(6) 留意点

ア 同一都道府県内において、引取りを行う事業所が複数の場合には、事業所ごとに事業所の名称及び所在地を記入してください。

イ 法人にあっては、「役員の氏名」欄にすべての役員の氏名及び役職名を記入するようにしてください。

ウ 申請・届出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、提出者等の欄に提出者等に加え代理人の氏名を併記の上、職印を押印してください。また、委任状（以下の(ア)～(エ)に留意）を添付してください。

(ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。

(イ) 行政書士の場合は登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。

(ロ) 委任状の日付は、申請日前3か月以内としてください。

(ハ) 連絡可能なメールアドレス（又はFAX番号）を記載してください。

エ 郵送又は持参により提出してください。なお、持参する場合は、担当者が不在の場合もありますので、事前に申請窓口へ連絡し、提出日時等を調整してください。

オ 引取業登録後には、第2の1（P. 5）を確認の上、自動車リサイクルシステムへの登録を必ず行ってください。

2 登録の可否（法第44条第1項及び第45条第1項）

次の要件のいずれかに該当する場合は、法第45条第1項の規定により登録が拒否されますが、それ以外の場合は、法第44条第1項の規定により必ず登録されます。

(1) 欠格要件に該当する場合

欠格要件の詳細については、「様式集」にある「誓約書」（様式第2）をご覧ください。

(2) 申請に係る事業所ごとに、次のいずれも該当しない場合

- ・カーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること。
- ・カーエアコンの構造に関し十分な知見を有する者がカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有すること。

(3) 登録申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けている場合

3 登録の更新（法第42条）

引取業者の登録の有効期間は5年です。有効期間が過ぎる前に更新の手続を行ってください。

手数料は登録の際と同じく、3,000円です。手続については新規登録時と同様です。

なお、自動車リサイクルシステムの更新手続も別途必要になりますので、第2の1（P. 5）を確認の上、必ず行ってください。

4 登録の変更（法第46条）

引取業者が表1左欄の事項を変更した場合、変更があった日から30日以内に引取業者変更届出書（様式第3）に、欠格要件に該当しないことを誓約する書面（様式第2）及び表1右欄の書類を添えて、管轄地域振興局環境・廃棄物対策課へ郵送又は持参により提出してください。手数料は不要です。

なお、変更届の提出が当該変更の日から30日を経過した日以降となった場合には遅延理由書（様式任意）も併せて提出してください。

表 1

変 更 事 項	添 付 書 類
1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	(1) 申請者が個人の場合は住民票の写し (※) (2) 法人の場合は商業・法人登記の登記事項証明書 (※)
2 事業所の名称及び所在地	(1) 新たに事業所を追加する場合 申請者がカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類 (2) 事業所の廃止、事業所の名称変更及び所在地移転の場合 添付書類は特に必要ありません。
3 役員の氏名	商業・法人登記の登記事項証明書 (※)
4 未成年者の場合で、法定代理人が個人である場合、その法定代理人の氏名及び住所	法定代理人の住民票の写し (※)
5 未成年者の場合で、法定代理人が法人である場合、その法人の名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名	法定代理人の商業・法人登記の登記事項証明書 (※)
6 カーエアコンにフロン類が冷媒として含まれているかどうかを確認する体制	申請者がカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類
※ 住民票の写し（本籍地（外国人の場合は国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、届出日前3か月以内に発行されたものを添付してください。	

5 廃業等の届出（法第 48 条第 1 項）

引取業者が表 2 の左欄に該当することとなった場合には、同表の右欄の届出者は、その日から 30 日以内に、引取業者廃業等届出書（様式第 4）に引取業者登録通知書を添付して管轄地域振興局環境・廃棄物対策課に届け出てください。手数料は不要です。

なお、廃業等届の提出が当該廃業の日から 30 日を経過した日以降となった場合には遅延理由書（様式任意）も併せて提出してください。

表 2

該当する事項	届出者
1 引取業を廃止した場合	引取業者であった個人又は法人を代表する役員
2 死亡した場合	その相続人
3 法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
4 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
5 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	その清算人

6 変更届出、廃業等の届出に当たっての留意事項

ア 代表者・役員の変更や事業者名・住所の変更に係る変更届出や廃業の届出に当たっては、関係する全ての業区分（引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業）について届出が必要となりますので、ご注意ください。

- イ 法人の名称、代表者名、事業所の所在地等に変更があった場合や、引取業を廃止した場合などは、自動車リサイクルシステムへの登録も必要になりますので、ご注意ください。
- ウ 変更届出や廃止届出の義務に違反した場合や誤った報告を行った場合には、最大 30 日の事業停止処分を受けることがあるとともに、30 万円以下の罰金に処せられることがありますので、ご注意ください。

第2 引取業者の責務

引取業者は、法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の定めを守らなければなりません。違反した場合には、法に基づく行政処分を受けることがあります。

1 自動車リサイクルシステムへの登録

使用済自動車を引き取る場合には、法第 44 条の規定による県知事の登録に加え、法第 81 条第 1 項及び第 2 項の規定により電子マニフェストを利用した情報管理センター（（公財）自動車リサイクル促進センターをいう。以下同じ。）への引取・引渡実施報告を行うこととされていますので、自動車リサイクルシステムへの登録が必要です。

登録業務は、自動車リサイクルシステム事業者情報登録センターで行っていますので、連絡の上、必要な手続を行ってください。

＜お問い合わせ先＞

公益財団法人自動車リサイクル促進センター コンタクトセンター

受付時間：9：00～18：00（土日祝日・年末年始を除く。）

電話番号：050-3786-7755

【自動車リサイクルシステムのホームページ（各種申請書書式）】

<https://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html?1473985778870>

2 引取義務（法第9条）

引取業者は、自動車所有者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、再資源化預託金等（リサイクル料金等）が預託されていない場合や以下の「正当な理由」がある場合を除き、使用済自動車を引き取らなければなりません。

＜正当な理由＞

- (1) 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合
（例えば、事業所が地震・風水害により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合など）
- (2) 使用済自動車に異物が混入している場合
（例えば、他のゴミが詰められている場合など）
- (3) 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合
（例えば、大量一括持ち込みの要請がある場合や乗用車販売店に大型商用車が持ち込まれることで、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合など）
- (4) 使用済自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合
（例えば、引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に使用済自動車がおいていかれてしまう場合など）
- (5) 使用済自動車の引取りが全ての法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合
（例えば、盗難車と知りながらの引取りなど。）

3 引取証明書交付義務（法第80条）

引取業者は、使用済自動車の引取りを行ったときは、最終所有者に引取証明書を交付しなければなりません。

引取りの書面（引取証）の必要記載事項は、以下のとおりです。

- ・引取業者名、登録番号、事業所名・所在地・電話番号
- ・使用済自動車の車台番号
- ・引取りを求めた者（最終所有者）名
- ・引取年月日
- ・リサイクル料金等（リサイクル料金＋情報管理料金）の額

※ 実務的には、リサイクル券（B券）を最終所有者に交付してください。

4 引渡義務（法第10条）

引取業者は、使用済自動車の引取りを行ったときは、カーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかを確認し、含まれている場合はフロン類回収業者へ、含まれていない場合は解体業者へ引き渡さなければなりません。

引取及び引渡義務を果たしていない場合、法第20条に規定する勧告や命令を受ける場合があります。命令に違反した場合には、登録が取消しとなることがあるとともに50万円以下の罰金に処せられることがあります。

5 報告義務（法第81条第1項、第2項）

引取業者は、使用済自動車の引取り・引渡しから3日以内に、電子マニフェスト制度を利用して、情報管理センターに引取・引渡実施報告を行わなくてはなりません。

報告義務を果たしていない場合や誤った報告を行った場合には、法第90条に規定する勧告や命令を受ける場合があります。命令に違反した場合には、登録が取消しとなることがあるとともに50万円以下の罰金に処せられることがあります。

6 廃棄物処理基準に従う義務（法第122条第7項）

引取業者は、使用済自動車の引取り及び引渡しを行う場合において、使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物処理法の収集運搬業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従わなくてはなりません。（「8 廃棄物処理基準について」を参照のこと）

<注意事項>

引取業者は、他者に使用済自動車の運搬を委託する場合、廃棄物処理法の一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可（積む場所、降ろす場所それぞれを所管している都道府県知事又は市長の許可）を有する者に委託する必要があります。また、委託する収集運搬業者の事業の範囲に、「廃プラスチック類」、「金属くず」及び「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の全てが含まれている必要があります。

この際、廃棄物処理法上のマニフェストの交付は不要ですが、産業廃棄物である使用済自動車の場合は、委託契約が必要になります。この委託契約の締結は、廃棄物処理法施行令第6条の2（委託基準）、同法施行規則第8条の4（委託契約書に添付すべき書面）及び同8条の4の2（委託契約に含まれるべき事項）の規定に従うとともに、契約書は契約の終了の日から5年間保存することとされています。

7 標識の掲示義務（法第50条）

引取業者は、事業所ごとに下記の要件を満たした標識を公衆の見やすい場所に掲示してください。

- (1) 縦・横20cm以上の大きさであり、引取業者であることを示すもの
- (2) 氏名又は名称及び登録番号を記載したものであること

8 廃棄物処理基準について

使用済自動車はその価値の有無にかかわらず廃棄物処理法に基づく「廃棄物」として扱われます。

したがって、引取業者は、法で定める基準のほか、収集運搬や保管等については廃棄物処理法に定める基準に従い、使用済自動車を取り扱わなければなりません。廃棄物処理法に定める廃棄物の運搬等の基準については以下のとおりです。

(1) 収集運搬の基準

ア 廃棄物の収集又は運搬は、次によること。

- ・廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - ・収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- イ 廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ウ 運搬車等は、廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- エ 廃棄物の積替えを行う場合は、次によること。
- ・積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。
 - ・積替えの場所から廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
 - ・積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- オ 廃棄物の保管は、廃棄物の積替え（以下に掲げる基準に適合する場合に限る。）を行う場合を除き、行ってはならない。
- ・あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
 - ・搬入された廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
 - ・搬入された廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

(2) 保管の基準

引取業者は、廃棄物を保管する場合は、次のことを守らなければなりません。

- ア 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
- ・周囲に囲い（保管する廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
 - ・見やすい箇所に廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。（記載例参考）

[掲示板の記載例]

名称及び廃棄物の種類	使用済自動車の保管場所
管理者の氏名 又は名称及び連絡先	□□自動車（株） 〇〇課 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
積み上げ高さ	最大〇〇m
保管量の上限	最大〇〇台

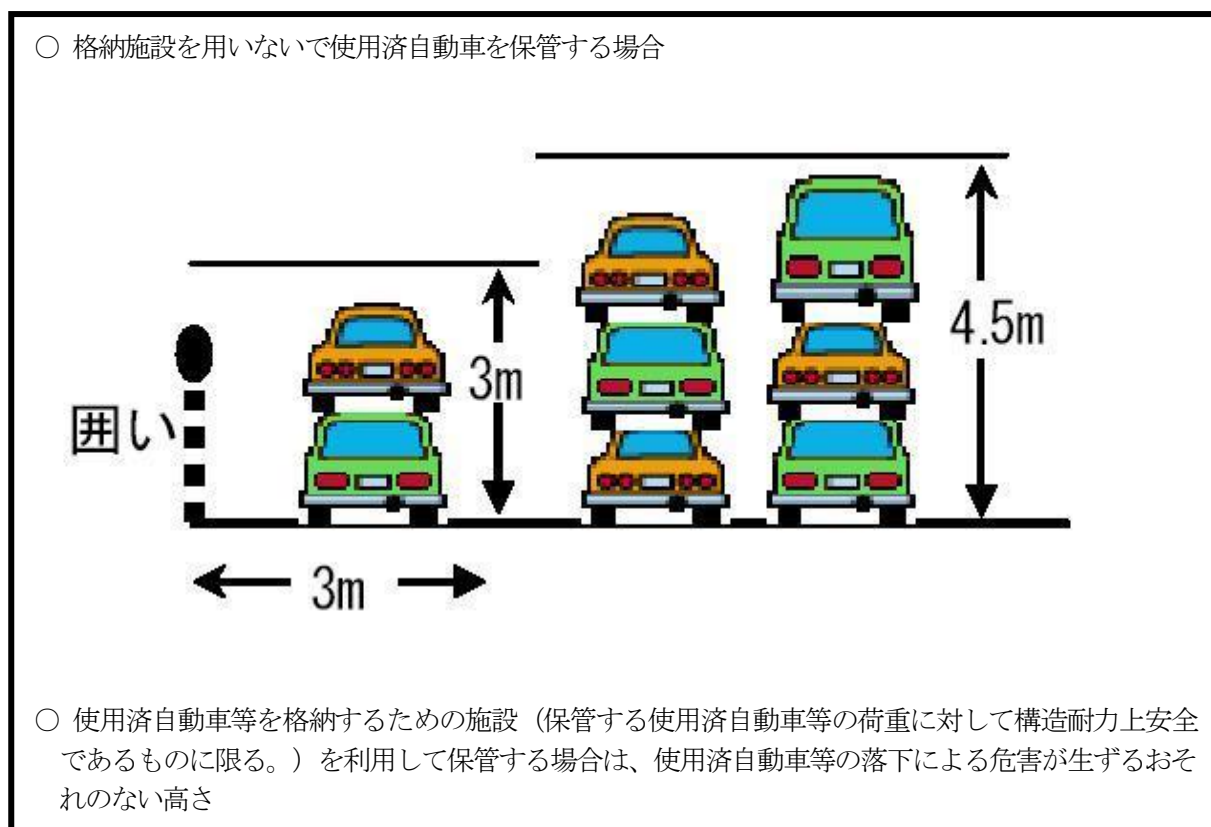
注) 1 文字は黒字、下地は白地であることが望ましい。

2 文字は読みやすく鮮明であること。

3 雨水等によって、汚損したり、消えたりするものでないこと。

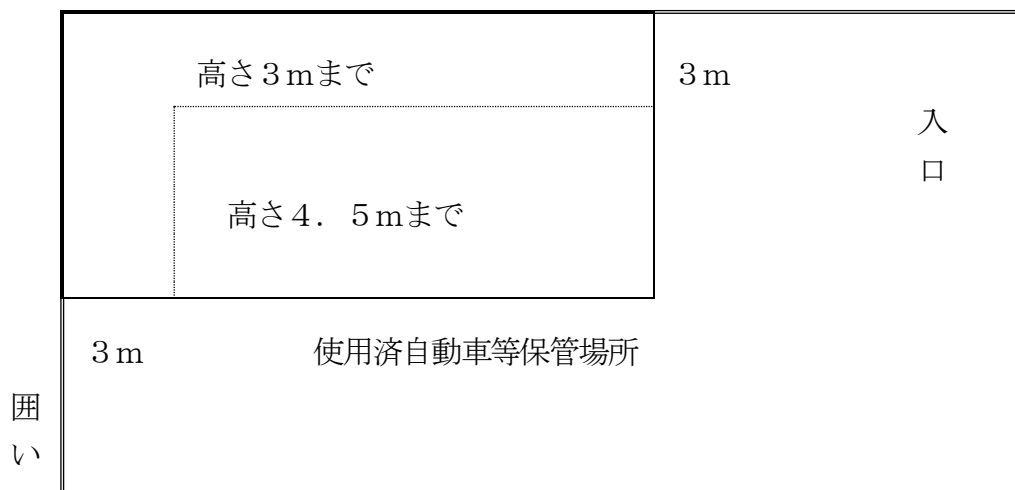
- イ 保管の場所から廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
- ・廃棄物の保管に伴い汚水や廃油が生ずるおそれがある場合は、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - ・屋外において使用済自動車を保管する場合は、積み上げられた使用済自動車の高さが次の高さ（次ページ図1及び図2参照）を超えないようにすること。

図 1



- ・ 保管場所も含めて事業所全体が要件を満たす囲いで囲まれている場合は、保管場所が当該囲いから 3 m よりも内側であれば、保管場所での高さ制限は 4. 5 m までとなる。

図 2



ウ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

その他、法については、長野県のホームページにも説明等がありますのでご確認ください。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/shigen/jidosha/index.html>

様 式 集

(様式第 1) 【規則様式第 1 (第 46 条関係)】

登 録
引取業者 申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

長野県知事様
(地域振興局長)

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 43 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役 職 名
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号
法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役 職 名
事業所の名称及び所在地	
名 称	
所 在 地	(郵便番号) 電話番号
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事務所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄について、まとめて記載することも可能とする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(様式第 2) 【要領様式第 4 号】

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 45 条第 1 項 (第 56 条第 1 項) に規定する
欠格要件

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める
者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 この法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平成 13 年法
律第 64 号) 若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)
又はこれらの法令に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わ
り、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 3 第 51 条第 1 項 (第 58 条第 1 項) の規定により登録を取り消され、その処分のあつ
た日から 2 年を経過しない者
- 4 引取業者 (フロン類回収業者) で法人であるものが第 51 条第 1 項 (第 58 条第 1 項)
の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前 30 日以内に
その引取業者 (フロン類回収業者) の役員であつた者でその処分のあつた日から 2 年
を経過しないもの
- 5 第 51 条第 1 項 (第 58 条第 1 項) の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の
期間が経過しない者
- 6 引取業 (フロン類回収業) に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法
定代理人 (法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。) が前各号の
いずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者があるもの

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを申し立てます。

年 月 日

住所

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(確認方法を記載した書類例)

残存フロン類の確認方法

法第 43 条第 1 項第 5 号の規定により、引き取った使用済自動車のカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているか否か確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

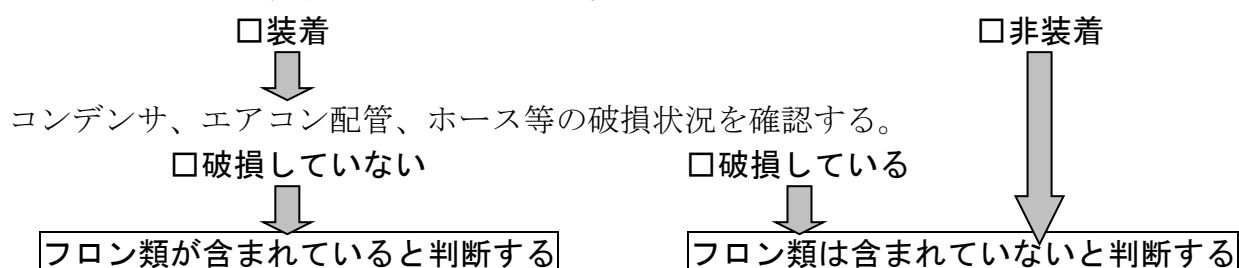
■ エアコンシステム装着の有無を確認

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。



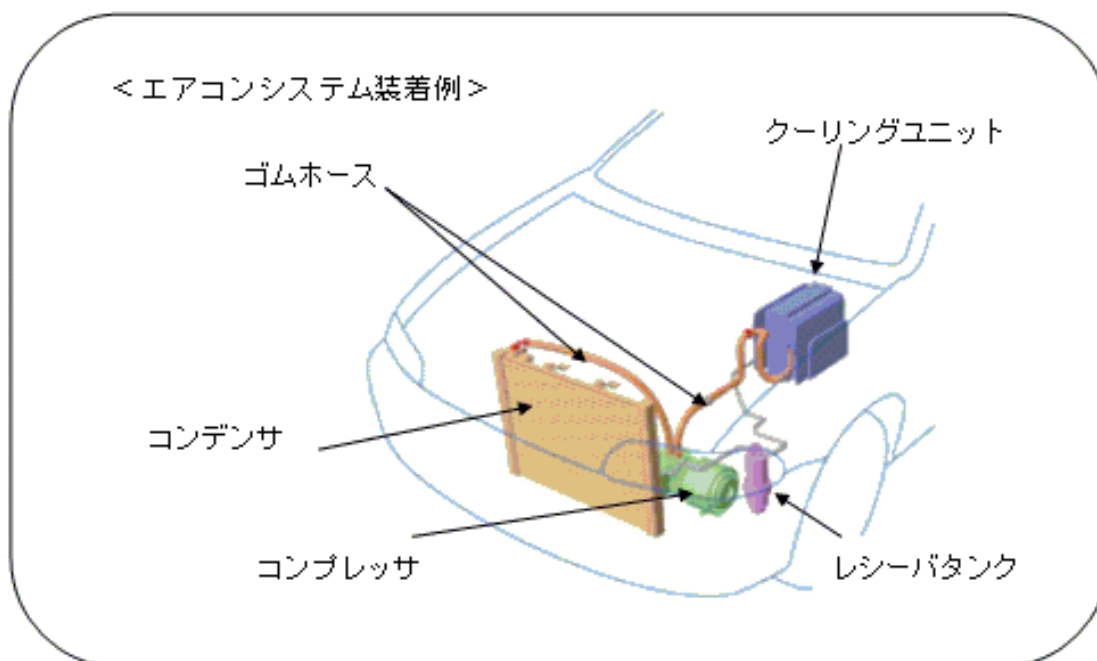
■ 車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

エアコンシステム装着の有無を確認する。



■ 必要に応じて、以下により確認

- ☐使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。
- ☐実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。



(様式第 3) 【規則様式第 2 (第48条関係)】

引取業者変更届出書

年 月 日

長 野 県 知 事 様
(地域振興局長)

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 46 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(様式第 4) 【要領様式第 5 号】

引取業者廃業等届出書

年 月 日

長野県知事 様
(地域振興局長)

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 48 条第 1 項の規定により、次のとおり引取業の廃業等を届け出ます。

1 登録番号及び登録年月日

2 廃業等の理由

死亡 合併 破産 解散 廃業

3 廃業等をした日

4 届出をした者と廃業等をした引取業者との関係

相続人 元役員 破産管財人 清算人 本人

備考 1 「廃業等の理由」及び「届出をした者と廃業等をした引取業者との関係」は、該当する箇所を丸印で囲むこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

申請手数料の電子納付に係る申出書

年 月 日

長野県知事

様

電子納付申請者

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく下記の申請において、申請手数料をながの電子申請サービスにより電子納付することを申し出ます。

記

1 電子納付に係る各種申請

※	申請内容		手数料 (円)
	(1)	引取業新規登録	3,000
	(2)	引取業更新登録	3,000
	(3)	フロン類回収業新規登録	3,500
	(4)	フロン類回収業更新登録	3,500
	(5)	解体業新規許可	78,000
	(6)	解体業更新許可	70,000
	(7)	破碎業新規許可	84,000
	(8)	破碎業更新許可	77,000
	(9)	破碎業事業範囲変更許可	67,000

※該当する申請に○を記載。

※一の申請手数料につき、一の申出となりますので、記載する○は一つのみとしてください。

2 許可（登録）申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

※電子納付申請者と許可（登録）申請者が異なる場合のみ記入してください。

(別紙1)

申請手数料電子納付に係る申込先 URL 等一覧

申 請 の 区 分	URL	二次元バーコード
(1) 引取業新規登録	https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=48571	
(2) 引取業更新登録	https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=50349	

地 域 振 興 局 管 轄 区 域 一 覧 表

名 称	住 所	直通電話 F A X メール	管 轄 区 域
佐 久	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	0267(63)3166 0267(63)3199 sakuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	上田市 小諸市 佐久市 東 御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡
上伊那	〒396-8666 伊那市荒井3497 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	0265(76)1672 0265(76)6838 kamichi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	飯田市 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡 下伊那郡 木曽郡
松 本	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	0263(40)1956 0263(47)8122 matsuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	岡谷市 諏訪市 大町市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 東筑摩郡 北安曇郡
長 野	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	026(234)9533 026(234)9912 nagachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	須坂市 中野市 飯山市 千曲市 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内 郡
資源循環 推進課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	電話 026(235)7164	

長野市内における業務に係る申請等については、長野市廃棄物対策課にお問い合わせください。

名 称	住 所	直通電話	管 轄 区 域
長野市 廃棄物対策課	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613	026(224)7320	長野市

松本市内における業務に係る申請等については、松本市廃棄物対策課にお問い合わせください。

名 称	住 所	直通電話	管 轄 区 域
松本市 廃棄物対策課	〒390-0851 松本市島内7576-1	0263(47)1350	松本市